

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

令和6年度の市民税・県民税申告書（以下「申告書」）について、この手引きをよくお読みいただき、申告期限（3月15日）までに提出していただきますようお願いいたします。

申告の義務について

○申告の義務がある方

令和6年1月1日において、市内に住んでいる方で、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間）に所得（非課税の所得を除く）のあった方

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の義務がありません*1

- (1) 所得税の確定申告をされる方
- (2) 給与所得のみの方で、勤務先から富山市に給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先に確認してください）
- (3) 公的年金収入のみの方
- (4) 収入がなかった方*2、または所得の合計が非課税限度額（合計所得金額が41万5千円）以下の方

※1 申告の義務がない方でも、社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除などにより令和6年度の市県民税の軽減を受けようとする方は、申告が必要となります。

※2 国民年金保険料の免除申請や公営住宅などの各種申請、その他市県民税の諸証明の交付を受けるなど特別な事情のある方は、申告書裏面の「所得のなかった方等の記入欄」に必要事項を記入して提出してください。

※次の方は、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告をする必要があります。

- ① 給与所得者で、20万円以下の給与以外の所得がある方
- ② 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下の年金所得者で、20万円以下の公的年金等以外の所得がある方（ただし、外国の制度に基づき国外において支払われる源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給のある場合は、所得税の申告不要制度の対象となりません）

申告に必要なもの（※源泉徴収票や証明書などは令和5年中のものを用意してください）

- (1) 給与や公的年金収入がある方は源泉徴収票 ※公的年金の「振込通知書」ではありません。
- (2) 給与・公的年金以外の収入がある方は、収支内訳書（営業等・農業・不動産）・支払証明書・領収書・配当金支払明細書・特定口座年間取引報告書など、収入および必要経費がわかるもの
- (3) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料の支払額がわかるもの
※国民年金保険料の控除を受けるときは、日本年金機構が発行する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。
- (4) 生命保険料・地震保険料の控除証明書（保険会社等が発行するもの）
- (5) 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」（医療費通知（原本）を添付すれば、明細書の記入を一部省略できます。）
※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」が必要です。
- (6) 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳など障害の程度がわかるもの
- (7) 寄附金税額控除を受ける方は、寄附した団体などから交付された寄附金の受領証や証明書など
※ふるさと納税の場合は、寄附ごとの寄附金の受領証に代えて特定事業者（ふるさと納税の各ポータルサイト）が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」でも可。
- (8) 勤労学生控除を受ける方は、在学証明書
- (9) 国外居住親族にかかる扶養控除等の適用を受ける方は、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類（38万円送金書類）※要件により必要書類は異なります。
- (10) マイナンバーカード（または、通知カード（住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）＋運転免許証や保険証などの身元確認書類）

※ 次の内容の申告相談は、富山税務署（Tel.432-4191 申告会場は富山県民会館（新総曲輪））でお願いします。
 ◎土地・株などの譲渡所得の確定申告 ◎事業所得（営業等・農業）、不動産所得の確定申告 ◎住宅借入金等特別控除の確定申告
 ◎令和4年分以前の確定申告 ◎青色申告 ◎雑損控除の確定申告 ◎亡くなられた方の確定申告（準確定申告）

申告書の提出先

○郵送する場合

〒930-8510 富山市新桜町7-38 富山市役所 市民税課

○持参する場合

申告受付会場で提出してください。2月16日から3月15日（土曜・日曜・祝日除く）まで、市役所東館8階801会議室に会場を設置します。また、日時を定めて出張受付会場を設置します。

◆申告会場は大変な混雑が予想されます。可能な限り郵送でのご提出をお願いします。

◎主な税制改正等

【変更1】森林環境税（国税）の課税

○森林整備などに必要な財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税（国税）」が創設されました。森林環境税の税収は、全額が「森林環境譲与税」として国より市町村や都道府県へ配分されます。森林環境税は、令和6年度から市民税・県民税（個人住民税）の均等割と併せて、**1人あたり年額1,000円を負担いただく**ものです。

なお、平成26年度から、東日本大震災をふまえた防災のために使う財源として、均等割額に1人あたり年額1,000円が加算されていますが、こちらが令和5年度で終了するため、**実質負担額は令和5年度と変わりません。**

税金の種類		令和5年度まで	令和6年度から	増減額
森林環境税（国税）		なし	1,000円	+1,000円
個人住民税均等割	市民税	3,500円	3,000円	▲500円
	県民税	2,000円	1,500円	▲500円
森林環境税と均等割の合計		5,500円	5,500円	±0円

※個人住民税均等割が非課税の方は、森林環境税も非課税です。

【変更2】国外居住親族にかかる扶養控除の見直し

○日本国外に居住する親族のうち、**30歳以上70歳未満の方が扶養控除の対象となるには、次のいずれかに該当する必要があります。**

- (1) 留学により日本国内に住所や居所を有しなくなった者
- (2) 障害者
- (3) 扶養控除を申告する納税義務者から、その年の生活費か教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

※いずれにも該当しない場合、扶養控除の適用の対象外となります。

※対象外の国外居住親族は、市民税・県民税の非課税判定における税法上の扶養親族の数にも含まれません。

【変更3】上場株式等の配当所得等に係る所得税と市民税・県民税の課税方式の統一

○上場株式等の配当等のうち、市民税・県民税が徴収された特定配当等による所得や源泉徴収口座における特定株式等譲渡所得について、令和6年度から**所得税と市民税・県民税で課税方式を一致させること**となりました（今までは所得税のみ所得として申告することで配当控除を活用するが、市民税・県民税では申告不要とする、など所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することが可能でしたが、今後はできなくなります）。
 これにより、**確定申告で特定配当等による所得や特定株式等譲渡所得について申告すると、市民税・県民税の分も所得として計算されます。**そのため、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定や各種行政サービスなどに影響が出る場合があります。

申告書の提出期限は3月15日(金)です。

◎市県民税の計算方法（参考）

総所得金額 - 所得から差し引かれる金額 = 課税標準額（1,000円未満切捨）

課税標準額 × 税率10%（市民税6%、県民税4%） - （税額控除） = 所得割額（100円未満切捨）

所得割額 + 均等割額（市民税3,000円、県民税1,500円） = 市県民税年税額

市県民税年税額 + 森林環境税（1,000円） = 市県民税・森林環境税年税額

◎ご不明な点などがありましたら、下記担当課までお問い合わせください。

・富山市財務部市民税課（東館2階） Tel.076-443-2031・2032・2033

※令和5年12月現在の税制度で記載しておりますので、今後の税法改正等により改められる場合があります。

1・2 収入・所得金額について

事 業	①営業等	販売、製造、飲食、サービスなどの営業、外交員、ホステス、検針員などの事業をしている方は収入金額（売上代金など）を「ア」に、必要経費（販売した商品や製品の原価、雇人費、修繕費など）を差し引いた所得額を①にそれぞれ記入してください。	
	②農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得です。収入金額（農作物の販売代金や自家消費分の金額など）を「イ」に、必要経費（種苗費、肥料代、減価償却費など）を差し引いた所得額を②にそれぞれ記入してください。	
	③不動産	地代、家賃、貸間代などの収入のあった方は収入金額を「ウ」に、必要経費（固定資産税、修繕費、減価償却費など）を差し引いた所得額を③にそれぞれ記入してください。	
	④利子	所得税の源泉徴収対象とならない日本国外の銀行などの預金の利子などが対象になります。受け取った利子等の金額を「エ」、④にそれぞれ記入してください。	
	⑤配当	法人から受ける利益の配当、投資信託（公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配などの所得です。所得税において確定申告しないことを選択した非上場株式の少額配当などについても申告しなければなりません。収入金額（税込）を「オ」に、必要経費（株式などの元本の取得に要した負債の利子）を差し引いた所得額を⑤にそれぞれ記入してください。なお、申告書裏面の「10 配当所得に関する事項」に必要事項を記入してください。	
	⑥給与	給料、賃金、賞与などの収入（税金や社会保険料などを差し引く前の金額）です。申告書の記入および給与所得金額の算出は「申告書の書き方（表面）」の「給与収入のある方」を参照してください。なお、申告書裏面の「7 給与所得の内訳」または「8 給与所得に関する事項」に必要事項を記入してください。	
雑	⑦公的年金等	公的年金、企業年金、恩給などの収入です。申告書の記入および公的年金等の所得金額の算出は「申告書の書き方（表面）」の「年金収入のある方」を参照してください。	「申告書の書き方（裏面）」の「11 雑所得に関する事項」を参照し、申告書に必要事項を記入してください。
	⑧業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得です。	
	⑨その他	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの他の所得にあてはまらない所得です。	
⑩総合譲渡一時		総合譲渡…機械、船舶、ゴルフ会員権、書画、車両など資産の譲渡による所得です（取得してから5年以内に譲渡したものは短期、それ以外は長期になります）。申告書の記入については「申告書の書き方（裏面）」の「13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を参照してください。	
		一時…生命保険の満期払戻金、賞金、懸賞当選金などのような一時的な所得です。申告書の記入については「申告書の書き方（裏面）」の「13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を参照してください。	

3・4 所得控除（所得から差し引かれる金額）について

⑫社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために負担した、社会保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、農業者年金保険料など）であなたが令和5年中に支払った金額が控除額です。 ※生計を一にする配偶者、その他の親族が受け取る年金から引き落とされた国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
⑬小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づき支払った掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金もしくは個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）または地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金であなたが令和5年中に支払った金額が控除額です。
⑭生命保険料控除	受取人があなたか、配偶者、その他の親族となっている生命保険契約、介護医療保険契約および個人年金保険契約に基づいてあなたが令和5年中に支払った保険料および控除額を記入してください。
⑮地震保険料控除	あなたが特定の損害保険契約に基づいて、令和5年中に支払った地震等損害部分の保険料を記入してください。旧長期損害保険料は平成18年12月31日までに締結した契約に限り、控除を受けることができます。

⑯寡婦控除	あなたが次の①から③のいずれにも当てはまり、下記の⑰ひとり親控除の対象とならない場合、寡婦控除が受けられます。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②次のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ◆夫と離別した後、婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」などと記載がある方）がいないこと 《控除額：26万円》	
⑰ひとり親控除	あなたが現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①から③のいずれにも当てはまる場合、ひとり親控除が受けられます。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の所得者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除く）がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」などと記載がある方）がいないこと 《控除額：30万円》	
⑱勤労学生控除	あなたが学生または生徒で、令和5年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下であれば控除が受けられます。 《控除額：26万円》	
⑲障害者控除	あなたまたは同一生計配偶者（合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者）、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合、氏名と障害の程度を記入してください。 ①障害者の範囲は、児童相談所・知的障害相談センターの認定を受けた知的障害者、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳を持っている方、社会福祉事務所長の認定を受けている方などです。《障害者の控除額：26万円》 ②特別障害者の範囲は、心身喪失の常況にある方、重度の知的障害者、身体障害者で1・2級の方、戦傷病者手帳第三項症までの方、社会福祉事務所長の認定を受けている方などです。《特別障害者の控除額：30万円》 ③同一生計配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合は、特別障害者の控除額（30万円）に23万円が加算されます。《同居特別障害者の控除額：53万円》	
⑳配偶者控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、あなたと生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族とされる方、事業専従者を除く）の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合は、33万円（老人配偶者の場合は38万円）を限度として控除が受けられます。詳しい控除額は「申告書の書き方（表面）」をご覧ください。 ※老人配偶者とは、昭和29年1月1日以前に生まれた方です（満70歳以上）。	別居の扶養親族があるときは、申告書裏面の「16 別居の扶養親族等に関する事項」に再度氏名と住所を記載してください。
㉑配偶者特別控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下であり、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下である場合、33万円を限度として控除が受けられます。詳しい控除額は「申告書の書き方（表面）」をご覧ください。	
㉒扶養控除	あなたと生計を一にする親族（他の所得者の扶養親族とされる方、事業専従者を除く）で、満16歳以上の方（平成20年1月1日以前に生まれた方）の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合は、次のいずれかの控除が受けられます。 一般扶養親族・・・33万円 老人扶養親族・・・38万円 特定扶養親族・・・45万円 同居老親等・・・45万円 ※特定扶養親族とは、平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方です（満19歳以上満23歳未満）。 ※老人扶養親族とは、昭和29年1月1日以前に生まれた方です（満70歳以上）。 ※同居老親等とは、あなたまたは配偶者の満70歳以上の直系尊属（父母・祖父母など）で同居を常況としている方です。	
㉓基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下である場合、その合計所得金額に応じ、43万円を限度として控除が受けられます。詳しい控除額は「申告書の書き方（表面）」をご覧ください。	
㉕雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族で総所得金額等が48万円以下の方の有する資産について令和5年中に火災やその他の災害（盗難・横領）により損失を受けた場合、【差引損失額-総所得金額等の10%】と【差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円】のいずれか多い方が控除額です。	この控除を受ける方は控除に関する証明書などを添付または提示してください。
㉖医療費控除	次の(ア)通常の医療費控除、(イ)セルフメディケーション税制による医療費控除の特例のいずれかの選択適用です。 (ア)あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、あなたが令和5年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の5%（5%の金額が10万円を超える場合は10万円）を超える場合、その超えた金額が控除額です《限度額：200万円》。 (イ)あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費が1万2千円を超える場合、その超えた金額が控除額です《限度額：8万8千円》。 ※(イ)については、令和5年中に、健康の保持増進や疾病の予防のために、予防接種や定期健康診断などの一定の取組を行った方が対象です。	

※申告の際に必要な証明書類は、「申告書の書き方（裏面）」をご覧ください。

※合計所得金額とは、給与や年金等の総所得、山林所得、退職所得（特別徴収分を除く）および分離課税所得（特別控除適用前）の合計額で、損失の繰越控除を適用する前の金額です。

※総所得金額等とは、合計所得金額から損失の繰越控除を適用した後の金額です。

表 申告書の書き方(表面)

所得控除

⑭生命保険料控除額の計算

新・旧の区分	支払額の合計	右のI・IIの計算式に当てはめて計算した金額	①+②(限度額28,000円)
一般の生命保険料	新契約 A	(限度額28,000円)※計算式I	円 ①
	旧契約 B	(限度額35,000円)※計算式II	円 ③
個人年金保険料	新契約 C	(限度額28,000円)※計算式I	円 ④
	旧契約 D	(限度額35,000円)※計算式II	円 ⑥
介護保険料	E	(限度額28,000円)※計算式I	円 ⑧
F 生命保険料控除額 (イ+ロ+ハ)		(限度額70,000円)	円

※計算式I(新契約用)
(平成24年1月1日以降に締結した契約)
A、CまたはEの金額 控除額の計算式
12,000円以下 支払額全額
12,001円～32,000円 支払額×0.5+6,000円
32,001円～56,000円 支払額×0.25+14,000円
56,001円～ 限度額28,000円

※計算式II(旧契約用)
(平成23年12月31日以前に締結した契約)
BまたはDの金額 控除額の計算式
15,000円以下 支払額全額
15,001円～40,000円 支払額×0.5+7,500円
40,001円～70,000円 支払額×0.25+17,500円
70,001円～ 限度額35,000円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑭に「F」の金額を転記してください。

⑮地震保険料控除額の計算

A 地震保険料支払額(合計)	円	旧長期損害保険とは以下の全てに該当するもの ①平成18年12月31日までに契約締結 ②保険期間が10年以上 ③満期返戻金あり ④平成19年1月1日以後に損害保険契約等の変更なし
B 旧長期損害保険料支払額(合計)	円	※一つの保険契約等が地震保険と旧長期損害保険の両方に該当するときは、いずれかのみを控除対象とする。
C 地震保険料	Aの金額 地震保険料の控除額	円
D 旧長期損害保険料	Bの金額 旧長期損害保険料の控除額	円
E C+D	地震保険料控除額(限度額25,000円)	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑮に「E」の金額を転記してください。

⑯(ア)通常の医療費控除額の計算

A 支払った医療費	円
B 保険金などで補填される金額	円
C A-B (赤字のときは0円)	円
D 申告書の⑪+退職所得金額+山林所得金額(申告分離課税がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します)	円
E D×0.05 (赤字のときは0円)	円
F 10万円とEのいずれか少ない方の金額	円
G C-F (限度額200万円) (赤字のときは0円)	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯にGの金額を転記してください。

⑯(イ)医療費控除額(セルフメディケーション税制)の計算

A 支払った医療費	円
B 保険金などで補填される金額	円
C A-B (赤字のときは0円)	円
D C-1万2千円(限度額8万8千円) (赤字のときは0円)	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯にDの金額を転記してください。

⑳配偶者控除 ㉑配偶者特別控除の計算

あなたと生計を一にする配偶者を有するときに、あなたの合計所得金額(a)と配偶者の合計所得金額(b)に応じて、次の表によって求めた額が控除されます。

b 配偶者の合計所得金額	a 控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 0～480,000円	220,000円	110,000円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	380,000円	130,000円
配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円
1,330,001円～		控除なし	

記載例

令和6年度 市民税 申告書

住所 富山市新桜町7番38号

氏名 富山 一郎

生年月日 平成30年10月20日

電話番号 431-6111

収入金額等 収入金額等 1,111,111円

所得金額 所得金額 1,111,111円

所得から差し引かれる金額に関する事項 (雑控除は裏面へ)

⑭ 生命保険料控除	198,000円
⑮ 地震保険料控除	25,000円
⑯(ア) 通常の医療費控除	10,000円
⑯(イ) 医療費控除(セルフメディケーション税制)	0円
⑳ 配偶者控除	0円
㉑ 配偶者特別控除	0円
合計	233,000円

合計所得金額 878,111円

控除額A 430,000円

基礎控除の計算

あなたの合計所得金額 (4ページ下部※参照) に応じて、次の表によって求めた額が控除されます。申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉒にAの金額を記入してください。	合計所得金額	控除額A
	～24,000,000円	430,000円
	24,000,001円～24,500,000円	290,000円
	24,500,001円～25,000,000円	150,000円
	25,000,001円～	0円

㉒基礎控除の計算

あなたの合計所得金額(4ページ下部※参照)に応じて、次の表によって求めた額が控除されます。申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉒にAの金額を記入してください。

あなたの合計所得金額(a)が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額(b)が48万円以下のとき、配偶者控除に該当します。下記㉒に、左表から算出した控除額を記入してください。	合計所得金額	控除額A
	～24,000,000円	430,000円
	24,000,001円～24,500,000円	290,000円
	24,500,001円～25,000,000円	150,000円
	25,000,001円～	0円

㉓配偶者控除 ㉔配偶者特別控除の計算

あなたと生計を一にする配偶者を有するときに、あなたの合計所得金額(a)と配偶者の合計所得金額(b)に応じて、次の表によって求めた額が控除されます。

b 配偶者の合計所得金額	a 控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 0～480,000円	220,000円	110,000円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	380,000円	130,000円
配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円
	1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円
	1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円
1,330,001円～		控除なし	

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉒に転記してください。また、配偶者の合計所得金額(b)を、申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」㉒枠内の「合計所得 074」欄に必ず記入してください。

[注意]

- 合計所得金額は、4ページ下部※を参照してください。
- あなたの合計所得金額(a)が1,000万円を超え、配偶者の合計所得金額(b)が48万円以下の場合、配偶者控除の適用を受けることはできませんが、扶養の人数に含めることができます。この場合、市民税・森林環境税の非課税判定等の基準に含まれるほか、配偶者が障害者に該当する場合は、障害者控除の適用を受けることができるため、申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉒枠内にある「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」の□にし印を入れてください。
- 配偶者特別控除の適用は夫婦のいずれか一方に限ります。

給与収入のある方

申告書の「1 収入金額等」の「カ」にAの金額を転記してください。

給与と所得の計算

給与等の収入金額 円 A

Aの金額		給与所得	
～ 550,999円			0円
551,000円～ 1,618,999円	A-550,000円		円
1,619,000円～ 1,619,999円			1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円			1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円			1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円			1,074,000円 C
1,628,000円～ 1,799,999円	A÷4 (千円未満切捨)	B×2.4+100,000円	円
1,800,000円～ 3,599,999円		B×2.8-80,000円	円
3,600,000円～ 6,599,999円	,000円	B×3.2-440,000円	円
6,600,000円～ 8,499,999円	A×0.9-1,100,000円		円
8,500,000円～	A-1,950,000円		円

※次の(1)もしくは(2)のいずれか、または両方に該当する場合、所得金額調整控除(FおよびJ)を上記表より計算した給与所得から差し引いてください。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかの要件を満たす場合
①本人が特別障害者に該当
②23歳未満の扶養親族を有する
③特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族を有する

(2)給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、その合計額が10万円を超える場合

給与と所得の計算	円 D
D-850万円	円 E
所得金額調整控除(E×0.1)	円 F
差し引き金額(C-F)	円 G
給与と所得の計算	円 H
公的年金等の雑所得の金額(申告書の⑦の金額)	円 I
所得金額調整控除(H+I)-10万円	円 J
差し引き金額(G-J)	円 K
上記以外の場合(C-J)	円

計算式で算出された所得金額(CまたはGまたはK)を申告書の「2 所得金額」の⑥に転記してください。

年金収入のある方

申告書の「1 収入金額等」の「キ」にAの金額を転記してください。

公的年金等の計算

公的年金等の収入金額 円 A

年齢区分	Aの金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 B		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満	～ 1,299,999円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
65歳以上	～ 3,299,999円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

計算式で算出された所得金額C(計算結果がマイナスの場合は0)を申告書の「2 所得金額」の⑦に転記してください。

5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の納税方法
給与と所得で給与・公的年金等にかかる所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する市県民税を給与から差し引かれることを希望する方は「給与から差引き(特別徴収)」の□に、自分で納付することを希望する方は「自分で納付(普通徴収)」の□にし印を付けてください。

6 事業専従者に関する事項
あなたと生計を一にする親族(15歳以上の方に限り)で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した方がいる場合は、あなたの事業などから生じる所得から、次に掲げる額が控除されます。なお、その場合は「6 事業専従者に関する事項」についても記入してください。

事業専従者控除額・・・①②のうち低い方の金額
①500,000円(配偶者の場合860,000円) ②(事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者の数+1)
※事業専従者とした方については、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受けることはできません。

裏

申告書の書き方(裏面)

7 給与所得の内訳
日給など給与所得のある方で源泉徴収票が交付されていない方はこの欄に記入してください。収入額は手取り額ではなく、保険料等を差し引く前の総支払額です。また、勤務先名、勤務先の所在地、電話番号を必ず記入してください。合計額を、「申告書の書き方(表面)」右上の「給与等の収入金額」に転記して給与所得を計算してください。

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A-B(差引損失額)	(赤字のときは0円) 円
D	申告書の⑩+退職所得金額+山林所得金額(申告分離課税がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します)	円
E	D×0.1	(赤字のときは0円) 円
F	C-E	(赤字のときは0円) 円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-5万円	(赤字のときは0円) 円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の④に「I」の金額を転記してください。

13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
短期・・・譲渡した資産の保有期間が5年以下のもの
長期・・・譲渡した資産の保有期間が5年を超えるもの
一時・・・生命保険等の満期返戻金や賞金、懸賞当選金など
それぞれ該当する項目に収入金額等を記入してください。
「イ」の金額を申告書表面「1 収入金額等」の「コ」に、「ロ」の金額を「サ」に、「ハ」の金額を「シ」に記入してください。
「ニ」の金額を申告書表面の「2 所得金額」の⑩へ記入してください。
※特別控除額は総合譲渡、一時所得それぞれ50万円ですが、差引金額を限度とします。なお、総合譲渡の特別控除額は短期譲渡から先に差し引きます。

14 寄附金に関する事項
令和5年中に「都道府県、市区町村(特例控除対象(ふるさと納税など))」、「住所地の共同募金会または日本赤十字社の支部・都道府県、市区町村(特例控除対象以外)」に対する寄附金を支出した場合は、それぞれの各欄に「寄附先」および「寄附金額」を記入してください。また、富山県・富山市が条例で指定する寄附金を支出した場合には、「条例指定分 都道府県」、「条例指定分 市区町村」の各欄に、「寄附先」および「寄附金額」を記入してください。
※特例控除(ふるさと納税など)の対象となる地方団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

15 事業税に関する事項
事業税に関する詳細については富山県総合県税事務所(課税第一課)までお問い合わせください。(Tel.444-4506)

16 別居の扶養親族等に関する事項
別居の同一生計配偶者、扶養親族がいる場合に記入してください。

所得のなかった方等の記入欄
令和5年中に所得のなかった方は該当する事項に○をつけ、詳細を記入してください。

記載例

7 給与所得の内訳(源泉徴収票のない方は記入してはいけません)

月	日	給	勤務日数	月収
1月	6,000	20	120,000	
2月	〃	21	126,000	
3月	〃	25	150,000	
4月	〃	10	60,000	
5月	〃	20	120,000	
6月	〃	18	108,000	
7月	〃	17	102,000	
8月	〃	20	120,000	
9月	〃	16	96,000	
10月	〃	20	120,000	
11月	〃	11	66,000	
12月	〃	10	60,000	
賞与等			200,000	
合計			1,448,000	

勤務先名 桜町商店
所在地 富山市新桜町〇-〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

8 給与所得に関する事項

支払者の「名称」及び「所在地」等		収入金額

9 事業・不動産所得に関する事項 有・無

所得の種類	支払者の「名称」及び「所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

10 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
利益	〇〇電力	R5:4	100,000	0
利益	〇〇銀行	R5:10	70,000	0

国外株式等に係る外国所得税額

11 雑所得に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「所在地」等	収入金額(A)	必要経費(B)	所得金額(A-B)
公的年金	厚生労働省	2,500,000		
公的年金				
原稿料	〇〇出版	100,000	0	100,000
講師謝礼	〇〇市役所	70,000	0	70,000

12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

所得税の確定申告において特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含めており、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。	
配当割額控除額	8,500
株式等譲渡所得割額控除額	

13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除額)
総合譲渡					
短期					
長期					
一時	2,400,000	1,100,000	1,300,000	500,000	800,000
二 合計	イ+[(ロ+ハ)×1/2]				400,000

以上のイの金額を表面の「コ」に、ロの金額を表面の「サ」に、ハの金額を表面の「シ」に記入してください。
イの金額を表面の「2 所得金額」の⑩へ記入してください。

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村等(特例控除対象(ふるさと納税など))	寄附先	寄附金額計

住所地の共同募金会、日本赤十字社、支部・都道府県、市区町村(特例控除対象以外)に対する寄附金を支出した場合は、それぞれの各欄に「寄附先」および「寄附金額」を記入してください。

15 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
雑所得等の特別適用前の特例所得	
事業用資産の譲渡損失など	
前年中の開業	開始・廃止 月 日
他都道府県の事務所等	

16 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
富山 トメ	富山市埴中町速星754番地

17 所得金額調整控除に関する事項

氏名	住所

所得のなかった方等の記入欄 令和5年中収入がなかった方や、何らかの事情で申告不要の方もその旨ご記入ください。

① 次の者の扶養を受けていた。
扶養者氏名: 富山 三郎 続柄: 父 住所: □別居住所()

② 障害年金・遺族年金・雇用保険等を受給していた。

③ 預貯金で生活していた。

④ その他(昨年の状況を詳しく書いてください):

※表面の個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
※分離課税に係る所得のある方は、分離課税用の申告書をあわせて提出してください。
※所得税の確定申告書を税務署へ提出する方は、この申告書を提出する必要はありません。
※この申告書は令和5年12月現在の税制年度で記載してありますので、今後の税法改正等により改められる場合があります。

8 給与所得に関する事項
源泉徴収票が交付されている方は支払者の名称、所在地、収入金額等を記入してください。

9 事業・不動産所得に関する事項
事業・不動産所得の詳細は収支内訳書(別紙)に記入し、提出してください。

10 配当所得に関する事項
配当の種類・・・利益の配当、剰余金の分配などの別を記入してください。
支払者の「名称」及び「所在地」等・・・支払者の会社名などを記入してください。
支払確定年月日・・・株主総会その他の正当な権限を有する機関の決議があった日などをいいます。
収入金額・・・支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。
必要経費・・・株式等の元本の取得に要した負債の利子を記入してください。

11 雑所得に関する事項
(1)公的年金等の所得のある方
公的年金等の所得のある方は、支払者の名称、収入金額を源泉徴収票から転記してください。
収入金額の合計額から、「申告書の書き方(表面)」の「年金収入のある方」を参照して年金所得を計算してください。
(2)業務に係る雑所得(原稿料、講演料等)のある方
(3)その他の雑所得(生命保険の年金(個人年金保険)等)のある方
(2)、(3)の雑所得について、下記のとおり記入してください。
種目・・・原稿料、講演料、個人年金等の別を記入してください。
支払者の「名称」及び「所在地」等・・・支払者の氏名または会社名などを記入してください。
収入金額・・・支払われた金額(源泉徴収前)を記入してください。
必要経費・・・この収入にかかる経費の金額を記入してください。
(2)の業務に係る雑所得の場合は、収入金額(A)を申告書表面の「1 収入金額等」のク欄に記入してください。
所得金額(A-B)を申告書表面の「2 所得金額」の⑧に転記してください。
(3)のその他の雑所得の場合は、収入金額(A)を申告書表面の「1 収入金額等」のケ欄に記入してください。
所得金額(A-B)を申告書表面の「2 所得金額」の⑨に転記してください。

12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
・令和5年中に配当割(税率5%)が特別徴収された特定配当等について所得税の確定申告をし、配当割額控除を受けようとする場合は、特別徴収された配当割(税率5%)の金額を配当割額控除額欄に記入してください。
・令和5年中に株式等譲渡所得割(税率5%)が特別徴収された特定株式等譲渡所得金額について所得税の確定申告をし、株式等譲渡所得割額控除を受けようとする場合は、特別徴収された株式等譲渡所得割(税率5%)の金額を株式等譲渡所得割額控除額欄に記入してください。
※この控除は税額控除後の所得割の金額から控除します。なお、所得割額から控除しきれない場合、均等割額等の税額へ充当および委託納付を行い、充当および委託納付しきれなかった金額を還付します。

17 所得金額調整控除に関する事項
所得金額調整控除(「申告書の書き方(表面)」の「給与所得の計算」のF欄)の金額がある場合で、他の所得者の扶養親族とされている「同一生計配偶者」であって特別障害者に該当する人がいる場合、または「控除対象扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」の対象とならない特別障害者または23歳未満の扶養親族がいる場合、該当の配偶者、扶養親族の氏名等を記入してください。なお、別居の場合、「別居の場合の住所」欄を記入してください。

申告の際に必要なもの

以下の所得、控除を申告書に記入された方は申告書を提出する前に、必要な書類(令和5年中のもの)が揃っているかチェックしてください。申告書を郵送で提出される場合、添付・提示が必要な書類は添付書類紙などに貼って申告書と一緒に提出してください。

	項目等	確認事項	チェック欄	備考欄
所得	給与	『令和5年分給与所得の源泉徴収票』はありますか?	<input type="checkbox"/>	添付・提示は不要ですが、申告会場で申告書を作成する場合は、源泉徴収票の内容を記載する必要がありますので、忘れずにお持ちください。
	雑(公的年金等)	『令和5年分公的年金等の源泉徴収票』はありますか?※振込通知書や年金証書ではありません。	<input type="checkbox"/>	添付・提示は不要ですが、申告会場で申告書を作成する場合は、源泉徴収票の内容を記載する必要がありますので、忘れずにお持ちください。
	事業(営業等・農業)、不動産	『令和5年分収支内訳書』が作成してありますか?	<input type="checkbox"/>	添付が必要です。事前に作成してください。
	株式の配当・譲渡	『配当金支払明細書』『特定口座年間取引報告書』はありますか?	<input type="checkbox"/>	添付・提示は不要ですが、申告会場で申告書を作成する場合は、内容を記載する必要がありますので、忘れずにお持ちください。
控除	社会保険料控除	国民健康保険料や後期高齢者医療保険料などの支払額は計算してありますか? 国民年金保険料や国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合、『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』がありますか?	<input type="checkbox"/>	1月~12月までの通帳の引き落とし金額、もしくは領収書の金額を合計してください。 添付または提示が必要です。
	生命保険料控除、地震保険料控除	保険会社等が発行した『控除証明書』はありますか?	<input type="checkbox"/>	添付または提示が必要です。
	勤労学生控除	在学証明書はありますか?	<input type="checkbox"/>	添付または提示が必要です。
	障害者控除	『障害者手帳』等障害の程度がわかるものがありますか?	<input type="checkbox"/>	添付・提示は不要ですが、申告会場で申告書を作成する場合は、障害の程度等を記載する必要がありますので、忘れずにお持ちください。
	国外居住親族にかかる扶養控除等の申告	扶養控除(扶養親族の年齢が30歳~69歳)※要件により必要書類は異なります。 上記以外 『親族関係書類』および『送金確認書類』はありますか?	<input type="checkbox"/>	添付または提示が必要です。なお、必要書類が外国語で作成されている場合にはその和訳文も必要です。
	医療費控除	『医療費控除の明細書』を作成しましたか?	<input type="checkbox"/>	事前に個人別・支払先(病院・薬局等)別に支払額をまとめて記入し、添付してください(なお、医療費通知(原本)を添付すれば、明細書の記入の一部を省略できます)。
	医療費控除(セルフメディケーション税制)	『セルフメディケーション税制の明細書』を作成しましたか?	<input type="checkbox"/>	明細書は事前に支払先(薬局等)別に支払額をまとめて記入し、添付してください。
寄附金税額控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証や証明書などはありますか?	<input type="checkbox"/>	添付または提示が必要です。	

+

本人確認書類

・マイナンバー(個人番号)の記載 + ①番号確認書類 + ②身元確認書類

①番号確認書類

- ・マイナンバーカード(写真付)
- ・通知カード(住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る)
- ・マイナンバーの記載がある住民票などのうちいずれか1つ

※申告書を郵送で提出される場合は、①番号確認書類および②身元確認書類の写しを添付してください。

②身元確認書類

- ・マイナンバーカード
 - ・運転免許証
 - ・障害者手帳 など } 写真付
 - ・健康保険被保険者証
 - ・介護保険被保険者証
 - ・年金手帳
 - ・年金証書 など } 写真なし
- のうちいずれか1つ

<年金に関する問合せ先>

- ◎年金の源泉徴収票(日本年金機構分)について
- ◎国民年金保険料控除証明書について
- …富山年金事務所(Tel.441-3926)

令和6年度 市民税 申請書

宛名コード
21・23 有・無
提出日 年 月 日



(宛先) 富山市長

現住所 富山市
 令和6年1月1日現在の住所 (同上) 富山市
 フリガナ
 氏名 生年月日 明・大・昭平・令 年 月 日
 電話番号
 個人番号(マイナンバー) 番号・身元(免・個・障・保・税・在)

第五号の四様式(第一条関係)

窓口に
来られた方 本人 その他 氏名 (続柄)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項(雑損控除は裏面へ)

12 社会保険料控除
 社会保険の種類 支払った保険料
 国保・後期高齢・健保
 介護保険
 国民年金・他()
 合計
 14 生命保険料控除
 新生命保険料の支払額 旧生命保険料の支払額
 507 503
 新個人年金保険料の支払額 旧個人年金保険料の支払額
 059 065
 介護医療保険料の支払額 控除額
 058
 15 地震保険料控除
 地震保険料の支払額 旧長期損害保険料の支払額
 067 066
 16 17 18 寡婦・ひとり親・勤労学生控除
 16 寡婦控除 死別 生死不明 離婚 未帰還
 17 ひとり親控除
 18 勤労学生控除(学校名)
 合計所得金額が75万円以下の人
 19 障害者控除
 氏名 氏名 (本人・扶養) 障害の程度 身・精・療 級・度
 20 21 配偶者控除
 配偶者の氏名 生年月日 明・大・昭平・令 年 月 日
 個人番号 合計所得 074
 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く) 同居 住所を裏面に記入
 別居 別居 → 裏面に記入
 22 扶養控除(16歳以上)
 1 氏名 生年月日 明・大・昭平・令 年 月 日
 個人番号 続柄 同居 住所を裏面に記入
 別居 → 裏面に記入
 2 氏名 生年月日 明・大・昭平・令 年 月 日
 個人番号 続柄 同居 住所を裏面に記入
 別居 → 裏面に記入
 3 氏名 生年月日 明・大・昭平・令 年 月 日
 個人番号 続柄 同居 住所を裏面に記入
 別居 → 裏面に記入
 16 歳未満の扶養
 1 氏名 生年月日 平成 令和 年 月 日
 個人番号 続柄 同居 住所を裏面に記入
 別居 → 裏面に記入
 2 氏名 生年月日 平成 令和 年 月 日
 個人番号 続柄 同居 住所を裏面に記入
 別居 → 裏面に記入
 3 氏名 生年月日 平成 令和 年 月 日
 個人番号 続柄 同居 住所を裏面に記入
 別居 → 裏面に記入
 26 医療費控除
 ④ 支払った医療費等 ⑤ 保険金などで補填される金額 ⑥ 所得の合計額の5%(上限10万円) ※特例は1万2千円
 円 円 (12,000円)

1 収入金額等	事業	ア							
	業	イ							
	農	ウ							
	不動産	エ							
	利	オ							
	配	カ	008						
	給	キ	012	年金					
	雑	ク							
	業	ケ							
	その他	コ	137						
短	ク	138							
期	ク	539							
長	ク								
一	ク								
2 所得金額	事業	①	001						
	業	②	002						
	農	③	004						
	不動産	④	005						
	利	⑤	006						
	配	⑥							
	給	⑦							
	雑	⑧	028						
	業	⑨	131						
	その他	⑩							
合計	⑪								
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑫	062	社保					
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	063						
	生命保険料控除	⑭							
	地震保険料控除	⑮							
	寡婦控除	⑯							
	ひとり親控除	⑰							
	勤労学生控除	⑱							
	障害者控除	⑲							
	配偶者控除(住)	⑳	176						
	配偶者特別控除(住)	㉑	082						
扶養控除	㉒								
基礎控除(住)	㉓	171							
⑫から㉓までの合計	㉔								
雑損控除	㉕	060							
医療費控除	㉖	061							
合計(㉔+㉕+㉖)	㉗								

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日に65歳未満の方は給与所得以外)の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

6 事業専従者に関する事項

1 氏名 生年月日 明・大・昭平・令 年 月 日
 個人番号 続柄 従事月数 月専従者給与額 円
 2 氏名 生年月日 明・大・昭平・令 年 月 日
 個人番号 続柄 従事月数 月専従者給与額 円
 所得税における青色申告の承認の有無 有 無 専従者給与(控除)額の合計 091 円

郵送でも提出できます。提出期限は3月15日です。
 (提出先) 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市役所 市民税課

裏 7 給与所得の内訳 (源泉徴収票のない方は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月収
1月		円	日	円
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
賞 与 等				円
合 計				円
勤務先名				
所在地				
電話番号				

8 給与所得に関する事項 (確)

支払者の「名称」及び「所在地」等	収入金額
	円

9 事業・不動産所得に関する事項 有・無

所得の種類	支払者の「名称」及び「所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

10 配当所得に関する事項 (確)

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
国外株式等に係る外国所得税額				

11 雑所得に関する事項 (確)

種 目	支払者の「名称」及び「所在地」等	収入金額(A)	必要経費(B)	所得金額(A-B)
公的年金	厚生労働省	円		円
公的年金				円

25 雑損控除に関する事項

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	・	
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

12 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

所得税の確定申告において特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含めており、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額
					(差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円		円
	長期				円
一時					円
二 合計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2]					

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄に記入してください。

14 寄附金に関する事項

	寄 附 先	寄附金額計
都道府県、市区町村分 (特例控除対象(ふるさと納税など)) 住所地の共同募金会、日赤支部分・ 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		円
	都道府県	
条例指定分	市区町村	

15 事業税に関する事項 (この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要はありません。)

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の 不 動 産 所 得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前 年 中 の 開 廃 業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

16 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
氏名	住所
氏名	住所

17 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年 月 日	明・大・昭 平・令	年 月 日	特別障害者に 該当する場合	級 度
氏名					
個人 番号					

所得のなかった方等の記入欄 令和5年中収入がなかった方や、何らかの事情で申告不要の方もその旨ご記入ください。

- 次の者の扶養を受けていた。
扶養者氏名： _____ 続柄： _____ □申告者と同じ
住所： □別住所(_____)
- 障害年金・遺族年金・雇用保険等を受給していた。
- 預貯金で生活していた。
- その他(昨年の状況を詳しく書いてください)： _____

・表面の個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
 ・分離課税に係る所得等のある方は、分離課税用の申告書をあわせて提出してください。
 ・所得税の確定申告書を税務署へ提出する方は、この申告書を提出する必要はありません。
 ・この申告書は令和5年12月現在の税制度で記載してありますので、今後の税法改正等により改められる場合があります。